

医第4420号  
令和6年3月29日

公益社団法人 神奈川県病院協会 会長 } 殿  
一般社団法人 神奈川県精神科病院協会 会長 }

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長  
( 公 印 省 略 )

かながわ後方搬送支援システムの運用及び利用に関する要綱の  
制定について (通知)

日頃から本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月からサービス提供開始予定の「かながわ後方搬送支援システム」(以下「本支援システム」)の運用と利用に関する要綱を制定しましたので、お知らせします。

問合せ先

人材確保グループ 松本・佐藤

045-285-0734 (直通)

[kss-support.ga87@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kss-support.ga87@pref.kanagawa.lg.jp)

# かながわ後方搬送支援システムの運用及び利用に関する要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、県内の病院間で行う患者の後方搬送に係る調整を円滑化し、後方搬送に従事する県内の病院の医療従事者の負担を軽減するとともに、平均在院日数の短縮等を通じた地域医療構想の推進を図るために県が構築する「かながわ後方搬送支援システム」（以下「本支援システム」という。）の運用及び利用に当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) kintone サイボウズ株式会社が提供するクラウドサービス
- (2) システム利用病院 本支援システムを利用する県内の病院
- (3) アカウント 本支援システムの利用に当たり kintone にログインするために必要なアカウント
- (4) 県費負担アカウント 県が各年度の予算の範囲内において確保するアカウント
- (5) 病院負担アカウント システム利用病院の実費負担において県が割り当てるアカウント
- (6) 利用ユーザ 本支援システムを利用する、システム利用病院の職員
- (7) 転院元病院 他院に転院させようとする患者が入院している病院又は他院に転院させようとする外来受診患者を管理している病院
- (8) 転院先候補病院 転院元病院が患者登録アプリで登録した、当該患者の転院先となる可能性のある県内病院
- (9) 転院先病院 本支援システムにより転院した先の県内病院
- (10) トークルーム 転院元病院と転院先候補病院の間において開設される、kintone 内でチャットを行うための場所
- (11) 逆オファー 患者登録アプリにおいて転院元病院が登録した転院先候補病院以外の病院で、当該患者の転院先地域内に立地する病院が、当該患者の転院を自院で受け入れられる場合に、転院元病院に対して受入が可能である旨を表明すること

### (本支援システムの構築及び運用)

第3条 県は、県が契約する kintone の環境内に本支援システムを構築し、運用

する。

2 本支援システムは、施設情報アプリ、患者登録アプリ、チャットアプリで構成する。

(本支援システムの利用)

第4条 県内の病院は、本支援システムを無償で利用することができる。

(対象患者)

第5条 本支援システムの対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入院中の患者を他のシステム利用病院に後方搬送する場合
- (2) 救急外来等で短期間管理した患者を他のシステム利用病院に転送する場合(ただし、患者の症状又は状態から緊急の転送が必要な場合を除く。)

(禁止事項)

第6条 システム利用病院は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 患者登録アプリ及びチャットアプリにおいて、患者の氏名を入力し、又は患者の氏名が含まれるデータをアップロードすること。
- (2) 同一のアカウントを複数の利用ユーザに共同利用させること。

## 第2章 アカウント

(アカウント利用ユーザの特定)

第7条 システム利用病院は、利用ユーザを特定し、利用ユーザ数に応じたアカウント数を確保しなければならない。

(アカウントの種別)

第8条 アカウントの種別は、県費負担アカウント及び病院負担アカウントとする。

(県費負担アカウント)

第9条 県は、各年度の予算の範囲内において、県費負担アカウントをシステム利用病院に配布するものとする。

2 前項の規定により県費負担アカウントの発行を受けた病院が当該アカウントの利用ユーザを指定する場合は、様式1により県に届け出るものとする。

(病院負担アカウント)

第10条 システム利用病院は、利用ユーザ数が県費負担アカウントの発行数を

上回る場合は、様式2により、病院負担アカウントの発行を県に申請することができる。

- 2 県は、前項の申請があった場合は、病院負担アカウントの発行に係る事務を処理し、処理の完了後速やかに利用開始通知を施行する。
- 3 各月10日（当日が県の開庁日でない場合は、翌開庁日）までに申請のあったものについては、翌月初旬の利用開始とする。ただし、県は、別に定めるところにより、申請を受け付けない期間を設けることができる。
- 4 同一年度中に発行した病院負担アカウント数は、年度内に減少させることができない。
- 5 病院負担アカウントは、当該申請に係る年度のみ有効なものとする。ただし、別に定めるところにより、更新することができるものとする。

（病院負担アカウントに係る実費の負担）

第11条 病院負担アカウントの発行を受けたシステム利用病院は、病院負担アカウントの数及び利用開始月から年度末までの月数に県が契約する代理店のアカウント単価を乗じて得られた金額を病院負担アカウントに係る実費として負担しなければならない。

- 2 前項の実費の請求については、利用開始月の属する四半期の翌四半期の期首月に請求するものとする。ただし、利用開始月が各年度第4四半期に属するときは、当該四半期に請求するものとする。
- 3 前項の請求を受けたシステム利用病院は、県が定める期日までに納入しなければならない。

（利用ユーザの変更等）

第12条 システム利用病院は、利用ユーザに変更がある場合は、様式3により県に届け出るものとする。

### 第3章 施設情報アプリ

（機能）

第13条 施設情報アプリにおいて、システム利用病院は、当該病院の名称、略称、所在地、転院・受入調整部門の名称、連絡先等の病院基本情報、保有する病床の種別、当院で受入可能な患者の条件等の情報を入力することができる。

（情報の公開）

第14条 施設情報アプリに入力した情報は、県内の他のシステム利用病院にも

公開するものとする。

#### 第4章 患者登録アプリ

(機能)

第15条 患者登録アプリにおいて、システム利用病院は、他院に転院させようとする患者の性別、年齢、医療区分、人工呼吸器等の有無その他の患者の情報、転院先地域等を入力し、転院先候補病院を検索し、必要なデータをアップロードし、転院先候補病院とのトークルームを開設することができる。

(転院ステータス)

第16条 患者登録アプリで登録した患者が現実に他の病院等に転院した後、転院ステータスを「転院完了」に変更し、転院日及び転院先病院を入力するものとする。

- 2 当該患者が死亡した場合、自宅転帰した場合その他転院以外の理由により募集終了となった場合は、速やかに転院ステータスを「転院以外の理由による募集終了」に変更するものとする。

(閲覧可能範囲の設定及び逆オファー機能)

第17条 患者登録アプリで他のシステム利用病院に転院させたい患者を登録しようとする病院は、登録する患者のレコードを閲覧できる範囲を次の各号のとおり設定することができる。

(1) 転院先候補病院のみ

(2) 転院先候補病院及び転院先候補病院以外の病院で当該患者の転院先地域内の病院

- 2 転院元病院が前項第2号の範囲を選択した場合においては、逆オファーを許容する。
- 3 逆オファーを表明する病院は、転院元病院に対し、トークルームを開設するとともに、自院で当該患者の受入が可能である旨をチャットで伝達するものとする。

(データのアップロード)

第18条 患者登録アプリで県内の他のシステム利用病院に転院させたい患者を登録しようとする病院は、当該患者に係る診療情報提供書、ADL表その他の資料をデータでアップロードすることができる。ただし、アップロードする前のデータに当該患者の氏名が含まれるものをアップロードしようとする場合は、氏名を含む部分に黒塗り加工その他他院から判別できないような加工を

施さなければならない。

## 第5章 チャットアプリ

(機能)

第19条 チャットアプリにおいて、転院元病院及び転院先候補病院は、登録患者の転院受入の打診、受入可否の回答、転院条件の交渉その他転院に当たって必要な調整をチャットで行うことができる。

(チャットアプリにおけるデータの送付)

第20条 第17条の規定は、チャットアプリでデータを送付する場合に準用する。

## 第6章 雑則

(責任分界点)

第21条 本支援システムの責任分界点は、次の各号のとおりとする。

- (1) インターネット接続環境 システム利用病院
- (2) 施設情報アプリ・患者登録アプリ・チャットアプリその他の本支援システムのアプリの利用 システム利用病院
- (3) 本支援システムの運用 県
- (4) ユーザ登録 県
- (5) kintone 基盤の運用 サイボウズ株式会社

2 本支援システムにアクセスするための情報通信機器及びインターネット接続環境は、システム利用病院において整備するものとする。

(パスワード管理)

第22条 kintone へのログインパスワードは、8文字以上とし、システム利用病院のセキュリティポリシー等に基づき、システム利用病院及び利用ユーザの責任において、適切に設定し、管理しなければならない。

(損害及び紛争)

第23条 本支援システムの利用により発生した損害については、県は一切の責任を負わないものとする。

2 本支援システムの利用に当たって生じた病院間の紛争は、当事者間で解決するものとする。

(県によるデータ削除等の実施)

第 24 条 県は、システム利用病院が本支援システム内に入力した内容が不適切であると認めるときは、県の判断においてこれを削除し、又は入力したシステム利用病院に対し確認を求めることができる。

(データの保存期間)

第 25 条 システム利用病院が本支援システムに入力したデータの保存期間は、3年間とする。

2 県は、データの削除を実施する場合は、あらかじめシステム利用病院に通知する。

(データの利活用)

第 26 条 県は、本支援システムにより得られたデータを地域医療構想の推進その他の医療政策に活用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

住所  
病院名  
代表者職名・氏名

県費負担アカウント利用ユーザ新規指定届出書

下記のとおり県費負担アカウントを利用したいので、利用ユーザの指定について届け出ます。

利用する職員

No	院内所属	氏名	カナ	電子メールアドレス
1				
2				

※ 電子メールアドレスは、原則として、所属病院から払い出された個人用の電子メールアドレスとしてください。ただし、所属病院から個人用の電子メールアドレスが払い出されていない場合において、所属病院のセキュリティポリシー等により、民間サービスの電子メールアドレスを院内業務で利用することが許容されていない場合は、所属病院から払い出された共用の電子メールアドレスも可とします。

問合せ先  
院内所属  
電話番号・内線  
電子メールアドレス

神奈川県知事 殿

申請者  
住所  
病院名  
代表者職名・氏名

病院負担アカウント発行申請書

下記のとおり病院負担アカウントを利用したいので、本要綱記載事項をすべて了解の上、申請します。

1 病院負担アカウント新規発行数  個

※ 申請時点で、利用するユーザが決まっていない場合でも、上記必要数について申請することができます。ただし、発行数分の実費は発生します。

2 病院負担アカウント利用開始希望月 令和  年  月

3 利用する職員

No	院内所属	氏名	カナ	電子メールアドレス

※ 電子メールアドレスは、原則として、所属病院から払い出された個人用の電子メールアドレスとしてください。ただし、所属病院から個人用の電子メールアドレスが払い出されていない場合において、所属病院のセキュリティポリシー等により、民間サービスの電子メールアドレスを院内業務で利用することが許容されていない場合は、所属病院から払い出された共用の電子メールアドレスも可とします。

4 県からの実費請求書の送付先

院内所属	
氏名	
電話番号・内線	
電子メールアドレス	

問合せ先  
院内所属  
電話番号・内線  
電子メールアドレス



神奈川県知事 殿

住所  
病院名  
代表者職名・氏名

アカウント異動届出書

すでに発行を受けたアカウントの利用ユーザに異動がありますので、届け出ます。

1 利用を終了するユーザ

No	院内所属	氏名	カナ	電子メールアドレス

2 利用を開始するユーザ

No	院内所属	氏名	カナ	電子メールアドレス

- ※ 電子メールアドレスは、原則として、所属病院から払い出された個人用の電子メールアドレスとしてください。ただし、所属病院から個人用の電子メールアドレスが払い出されていない場合において、所属病院のセキュリティポリシー等により、民間サービスの電子メールアドレスを院内業務で利用することが許容されていない場合は、所属病院から払い出された共用の電子メールアドレスも可とします。
- ※ アカウントを利用する職員に変更がある場合は、利用を終了するユーザの情報を入力するとともに、新たに利用開始するユーザの情報を入力してください。
- ※ アカウントを利用停止する場合は、利用を終了するユーザの情報のみを入力してください。なお、アカウントを年度途中で利用停止した場合であっても、各病院に払い出したアカウント数に変更はないため、年度途中で新たに利用を開始することができます。

問合せ先  
院内所属  
電話番号・内線  
電子メールアドレス

